

別添 1

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と阪神高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙1-1、別紙1-8から別紙1-10、別紙1-12、別紙1-13を次のとおり改める。

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線

(大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市堺区築港八幡町 から
大阪府松原市三宅西七丁目 まで

(ロ) 延 長 9. 1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 まで	60	0. 6	
大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	80	8. 5	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 50メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル (土工部)
 2.25メートル (橋梁部)
 2.70メートル (掘割部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速湾岸線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝ジャンクション
都市計画道路築港天美線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝出入路
一般国道26号	堺市堺区南島町一丁目付近	立体接続	鉄砲出入路
一般国道26号	堺市堺区鉄砲町付近	立体接続	鉄砲出入路(仮称)
大阪府道大阪高石線	堺市北区北花田町三丁目付近	立体接続	常磐出入路(仮称)
大阪府道大阪高石線	堺市北区常磐町三丁目付近	立体接続	常磐出入路(仮称)
都市計画道路堺松原線	松原市天美北一丁目付近	立体接続	天美出入路(仮称)

(4) 工事予算 263,459百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府堺市北区常磐町一丁まで
平成11年10月15日

ロ 大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府堺市北区常磐町二丁まで
平成29年10月1日

ハ 大阪府堺市北区常磐町二丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで
平成30年4月1日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成29年 1月28日 (三宝ジャンクション～鉄砲 供用開始)

平成32年 3月31日 (鉄砲～三宅西 供用開始)

平成35年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

237,282 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 234,841 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 8

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
大阪府道高速大阪池田線	大阪市西成区山王一丁目	池田市木部町	30.2
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区中之島一丁目	守口市大日町四丁目	10.8
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴二丁目	東大阪市西石切町五丁目	19.7
大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王一丁目	松原市大堀五丁目	11.2
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区高津一丁目	堺市翁橋町一丁	13.4
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町三丁目	大阪市西淀川区佃七丁目	7.0
大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島二丁目	泉佐野市りんくう往来北	41.5
大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮一丁目	大阪市旭区新森一丁目	1.3
大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開二丁目	大阪市港区弁天五丁目	3.8
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港二丁目	大阪市此花区島屋二丁目	1.3
合 計			140.2

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 ・ 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・ 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルート確保、通信容量の増大化、IP化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速度対応の整備を行う。 ・ 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 34,320百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成予定年月日 平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38,863 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 38,846 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 9

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
兵庫県道高速大阪池田線	尼崎市戸ノ内	川西市小戸三丁目	2.6
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町三丁目	西宮市今津水波町	25.3
兵庫県道高速大阪西宮線	尼崎市東本町一丁目	西宮市今津水波町	7.3
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目	尼崎市東海岸町	14.3
兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和	西宮市山口町下山口	32.3
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町	神戸市須磨区白川	7.3
神戸市道高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃	神戸市北区有野町有野	3.3
神戸市道高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町	神戸市垂水区下畑町	1.2
合 計			93.6

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 ・ 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・ 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルート確保、通信容量の増大化、IP化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速度対応の整備を行う。 ・ 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 17,297百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成予定年月日 平成32年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,711 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,707 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 10

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線（改築）（信濃橋渡り線(仮称)）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪池田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市西区西本町から

大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ロ) 延長 1.7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市西区西本町3丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	60	0.8	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	40	0.2	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目まで	60	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル 大阪府大阪市西区西本町から

大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市西区西本町から 大阪府大阪市西区江戸堀まで	—	—	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市西区西本町付近	立体接続	信濃橋渡り線（仮称）

(4) 工事予算 16,849 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成23年11月21日

②工事の完成予定年月日

平成32年 3月31日 (供用開始)

平成33年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,428 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,168 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 1 2

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

一般国道 1 号 (淀川左岸線延伸部)

(大阪府大阪市鶴見区緑地公園から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道1号
(有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで

(ロ) 延 長 7.6キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第2級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	60	7.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	大阪市鶴見区緑地公園付近	平面接続	本線(西日本高速道路株式会社)
大阪市道鶴見区第9001号線	大阪市鶴見区横堤五丁目付近	立体接続	内環出路(仮称)
大阪市道鶴見区第9001号線	大阪市鶴見区横堤四丁目付近	立体接続	内環入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第1出入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第2出入路(仮称)
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 160,000 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 大阪府大阪市鶴見区緑地公園から大阪府大阪市都島区友渚町二丁目まで
平成42年 4月 1日

ロ 大阪府大阪市都島区友渚町二丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
平成29年 4月 1日

・なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、会社が
公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成44年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

205,799 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 196,630 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 4 号に定める協定記載事項)

一般国道 2 号(大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄))
(兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道2号
(有料道路名 : 大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北~駒栄))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目 から
兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目 まで

(ロ) 延 長 14.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級 (道路構造令)
第2種第2級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで	80	13.1	
兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から 兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで	60	1.4	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル
3.25メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで	6車線	6車線	
兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から 兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	1. 7 5×2	3. 5 0	1. 7 5	0. 7 5	2. 5 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 2 5メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目付近	平面接続	本線
臨港道路	神戸市東灘区向洋町西二丁目付近	立体接続	六甲アイランド西出入路(仮称)
臨港道路	神戸市中央区港島四丁目付近	立体接続	ポートアイランド東出入路(仮称)
臨港道路	神戸市中央区港島中町八丁目付近	立体接続	ポートアイランド西出入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区南駒栄町付近	立体接続	駒栄(南向き)出入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区南駒栄町付近	立体接続	駒栄(北向き)入路(仮称)
神戸市道西出高松前池線	神戸市長田区駒栄町一丁目付近	立体接続	駒栄(北向き)出路(仮称)
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区西尻池町五丁目付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 250,000百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

- イ 兵庫県神戸市東灘区向洋町東一丁目から兵庫県神戸市東灘区向洋町西一丁目まで
平成29年 4月 1日
- ロ 兵庫県神戸市東灘区向洋町西一丁目から兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目まで
平成38年 4月 1日
- ハ 兵庫県神戸市長田区苅藻島町三丁目から兵庫県神戸市長田区西尻池町五丁目まで
平成29年 4月 1日

・なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継を受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成44年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

323, 180百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 308, 745百万円) (消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	3,743
H19	2,992
H20	6,361
H21	7,254
H22	12,144
H23	7,500
H24	8,568
H25	13,105
H26	12,518
H27	38,551
H28	12,426
H29	15,637
H30	26,978
H31	46,948
H32	23,165
H33	23,667
H34	17,080
H35	16,757
H36	20,394
H37	16,685
H38	16,535
H39	15,993
H40	16,018
H41	16,129
H42	16,171
H43	16,228
H44	16,574
H45	16,942
H46	16,964
H47	17,435
H48	17,502
H49	18,448
H50	18,474
H51	18,657
H52	18,679
H53	18,648
H54	18,648
H55	18,905
H56	19,174
H57	19,175
H58	19,354
H59	19,567
H60	19,567
H61	19,564
H62	19,564
H63	19,587
H64	20,320
H65	20,319
H66	20,319
H67	20,319
H68	20,319
H69	20,319
H70	20,319
H71	20,319
H72	20,319
H73	20,319
H74	9,459

(注1)平成18年度から平成29年度までは実績値を、平成30年度は実績見込値を記載している。

(注2)上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

(注3)特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

債務引受限度額	5,808
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付計画

(百万円、消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	15,572
H19	20,158
H20	18,418
H21	15,105
H22	16,916
H23	18,536
H24	20,500
H25	14,214
H26	13,842
H27	10,998
H28	3,876
H29	3,510
H30	3,078
H31	2,886
H32	618
H33	462
H34	1,620
H35	0
H36	0
H37	1,368
H38	1,812
H39	0
H40	0
H41	0
H42	0
H43	0
H44	0
H45	0
H46	0
H47	0
H48	0
H49	0
H50	0
H51	0
H52	0
H53	0
H54	0
H55	0
H56	0
H57	0
H58	0
H59	0
H60	0
H61	0
H62	0
H63	0
H64	0
H65	0
H66	0
H67	0
H68	0
H69	0
H70	0
H71	0
H72	0
H73	0
H74	0

注)平成18年度から平成29年度は実績値を、平成30年度は実績見込み額を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H18	(147,723) 147,723	(19,829) 10,732	(111,997) 121,107	(4,206) 3,599	(107,791) 117,508
H19	(146,986) 146,986	(19,718) 10,672	(111,371) 134,633	(4,182) 4,001	(107,189) 130,632
H20	(146,498) 137,970	(19,644) 9,938	(110,956) 126,415	(4,167) 3,757	(106,790) 122,658
H21	(131,661) 119,397	(17,413) 8,426	(98,352) 109,678	(3,693) 3,260	(94,659) 106,418
H22	(135,455) 121,332	(17,983) 8,583	(101,575) 96,865	(3,814) 2,879	(97,761) 93,986
H23	(127,152) 127,152	(9,024) 9,024	(101,835) 101,835	(3,026) 3,026	(98,809) 98,809
H24	(130,237) 132,318	(9,193) 9,362	(103,743) 105,654	(3,083) 3,140	(100,659) 102,514
H25	(135,875) 135,875	(9,652) 9,652	(108,922) 108,922	(3,237) 3,237	(105,685) 105,685
H26	(142,506) 139,934	(10,242) 10,033	(115,586) 113,223	(3,435) 3,365	(112,151) 109,859
H27	(137,374) 137,374	(9,749) 9,749	(110,023) 110,023	(3,270) 3,270	(106,753) 106,753
H28	(142,222) 137,736	(10,144) 9,779	(114,476) 110,355	(3,402) 3,280	(111,074) 107,075
H29	(148,240) 149,946	(10,634) 10,773	(120,004) 121,571	(3,566) 3,613	(116,438) 117,958
H30	(153,444) 153,444	(11,058) 11,058	(124,785) 124,785	(3,708) 3,708	(121,076) 121,076
H31	152,291	10,042	113,326	3,368	109,958
H32	156,389	10,376	117,090	3,480	113,610
H33	156,668	10,398	117,346	3,487	113,859
H34	163,069	10,919	123,226	3,662	119,564
H35	164,878	11,067	124,888	3,712	121,176
H36	166,028	11,160	125,944	3,743	122,201
H37	167,186	11,255	127,008	3,775	123,233
H38	168,464	11,359	128,181	3,809	124,372
H39	169,951	11,480	129,548	3,850	125,698
H40	172,490	11,686	131,880	3,919	127,961
H41	173,379	11,759	132,697	3,944	128,754
H42	174,756	11,871	133,962	3,981	129,981
H43	174,752	11,870	133,958	3,981	129,977
H44	190,974	13,191	148,859	4,424	144,435
H45	193,096	13,364	150,809	4,482	146,327
H46	195,471	13,557	152,991	4,547	148,444
H47	193,484	13,395	151,166	4,493	146,673
H48	192,419	13,309	150,187	4,463	145,723
H49	189,911	13,104	147,883	4,395	143,488
H50	188,476	12,988	146,565	4,356	142,209
H51	186,800	12,851	145,026	4,310	140,716
H52	185,702	12,762	144,017	4,280	139,737
H53	182,973	12,540	141,510	4,206	137,304
H54	181,355	12,408	140,024	4,161	135,863
H55	179,459	12,254	138,282	4,110	134,172
H56	178,510	12,176	137,410	4,084	133,327
H57	176,507	12,013	135,570	4,029	131,541
H58	175,240	11,910	134,407	3,994	130,412
H59	173,671	11,782	132,965	3,952	129,013
H60	172,358	11,676	131,759	3,916	127,843
H61	169,837	11,470	129,443	3,847	125,596
H62	168,219	11,339	127,957	3,803	124,154
H63	166,434	11,193	126,317	3,754	122,563
H64	165,223	11,095	125,205	3,721	121,484
H65	162,966	10,911	123,131	3,659	119,472
H66	161,418	10,785	121,709	3,617	118,092
H67	160,084	10,676	120,484	3,581	116,903
H68	159,015	10,589	119,502	3,552	115,951
H69	156,846	10,413	117,509	3,492	114,017
H70	155,400	10,295	116,181	3,453	112,728
H71	154,017	10,183	114,911	3,415	111,496
H72	153,407	10,133	114,351	3,398	110,952
H73	151,344	9,965	112,456	3,342	109,114
H74	52,180	1,893	21,364	635	20,729

注1) 平成18年度から平成29年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、平成30年度の上段()内は計画値、下段は実績見込額を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(189, 911) 189, 740
H 1 9	(190, 640) 189, 834
H 2 0	(191, 065) 180, 626
H 2 1	(177, 337) 163, 300
H 2 2	(181, 344) 165, 408
H 2 3	(168, 933) 169, 546
H 2 4	(171, 685) 175, 483
H 2 5	(178, 428) 177, 934
H 2 6	(184, 388) 179, 972
H 2 7	(182, 758) 181, 526
H 2 8	(188, 628) 182, 255
H 2 9	(192, 290) 195, 919
H 3 0	(198, 808) 197, 612
H 3 1	198, 067
H 3 2	201, 694
H 3 3	202, 087
H 3 4	208, 055
H 3 5	209, 095
H 3 6	210, 740
H 3 7	211, 202
H 3 8	212, 241
H 3 9	214, 157
H 4 0	216, 254
H 4 1	217, 139
H 4 2	218, 179
H 4 3	218, 179
H 4 4	237, 632
H 4 5	239, 682
H 4 6	242, 383
H 4 7	240, 495
H 4 8	239, 292
H 4 9	236, 777
H 5 0	234, 948
H 5 1	233, 118
H 5 2	231, 953
H 5 3	229, 517
H 5 4	227, 745
H 5 5	225, 974
H 5 6	224, 848
H 5 7	222, 489
H 5 8	220, 746
H 5 9	219, 033
H 6 0	217, 946
H 6 1	215, 664
H 6 2	213, 980
H 6 3	212, 324
H 6 4	211, 248
H 6 5	209, 043
H 6 6	207, 416
H 6 7	205, 819
H 6 8	204, 783
H 6 9	202, 624
H 7 0	201, 056
H 7 1	199, 517
H 7 2	198, 493
H 7 3	196, 409
H 7 4	91, 084

(注1) 平成18年度から平成29年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成30年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙特3を次のとおり改める。

別紙特3

(協定第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪池田線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

大阪府道高速大阪池田線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H27	413
H28	255
H29	6,250
H30	20,628
H31	101,586
H32	47,887
H33	29,393
H34	29,421
H35	30,400
H36	53,771
H37	834
H38	836
H39	6,359
H40	6,352
H41	29,115

(注1) 平成27年度から平成29年度までは実績値を、平成30年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成31年 3月26日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長

渡邊 大樹

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長

幸 和 範